

(証券コード9643)
令和7年6月5日
(電子提供措置の開始日 令和7年6月1日)

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅四丁目5番28号
中 日 本 興 業 株 式 会 社
代表取締役社長 服 部 徹

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、2ページに記載のインターネット上のウェブサイト「第92回定時株主総会招集ご通知」および「第92回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。また、株主様への情報のご提供を重視し、本株主総会資料等につきましては、株主様からの書面交付請求に関わらず、一律に従来どおりの書面をご送付しております。

なお、当日のご出席に代えて書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、令和7年6月23日(月曜日)当社営業時間終了の時(午後6時)までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和7年6月24日(火曜日)
午前10時（受付開始：午前9時予定） |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中村区名駅四丁目11番27号
シンフォニー豊田ビル 2階
「ミッドランドスクエア シネマ2」 |
| 3. 会議の目的事項
報 告 事 項 | | 第92期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告、計算書類の報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 取締役7名選任の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 監査役3名選任の件 |

◎議決権を行使していただきました株主様に 映画観賞券 を後日送付させていただきます。
(詳細は、3ページをご参照ください。)

電子提供措置事項のウェブサイト掲載について

電子提供措置事項は、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.nakanihonkogyo.co.jp/>)

上記ウェブサイトアクセスして、「NEWS&トピックス」、「IR」の順に選択のうえご確認ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイト

(<https://www.nse.or.jp/listing/search/>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コード(9643)を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票に代えさせていただきますので、お手数ながら同用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」
 - ・計算書類の「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会の決議ご通知は、株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたしますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 令和7年6月23日(月曜日) 午後6時到着分まで

株主総会にご出席 される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 令和7年6月24日(火曜日)
午前10時（受付開始：午前9時予定）
場所 名古屋市中村区名駅四丁目11番27号
シンフォニー豊田ビル2階
「ミッドランドスクエア シネマ2」

**上記のいずれかの方法により議決権行使していただいた株主様に、
映画観賞券 を後日送付させていただきます。**

（令和7年7月下旬発送予定）

- ※ 有効に行使された議決権に限り対象とさせていただきます。
- ※ 議案の賛否は一切問いません。
- ※ 書面にて議決権を行使されます株主様は、行使期限にご注意願います。
- ※ 株主総会に出席いただいた株主様にも、同様に後日送付させていただきます。
複数枚の議決権行使書をご持参いただいた場合、ご出席の株主様の議決権のみを有効とさせていただきます。
- ※ **株主総会当日での配布はございませんので、予めご了承ください。**

事業報告

(令和 6 年 4 月 1 日から)
(令和 7 年 3 月 31 日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により、景気は緩やかに回復の動きが見られたものの、エネルギーコストや原材料価格の高騰に加え円安の進行により物価が上昇し、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと当社では、お客様に楽しんでいただける企画を実施するとともに、満足いただける環境創りにも努めてまいりました。

この結果、売上高は33億66百万円(前年同期比4.9%減)、営業損失は1億6百万円(前年同期は営業利益82百万円)、経常損失は86百万円(前年同期は経常利益92百万円)、当期純損失は84百万円(前年同期は当期純利益77百万円)となりました。

以下、事業別の概況をご報告申し上げます。

【シネマ事業】

映画業界では、邦画のシェアは高く推移し、アニメ作品も引き続き好調を維持するなど、興行成績全体の上位を占めました。しかしながら、洋画についてはアメリカでの一昨年の脚本家組合や俳優組合のストライキの影響で公開作品が大幅に減少および先送りになったことにより、不調でありました。

そのような中、令和6年の全国入場人員は前年比7.1%減の1億44百万人、興行収入は同6.5%減の2,069億83百万円となりました。

全国のスクリーン数は、前年より22スクリーン増の3,675スクリーンとなりました。

当社シネマ部門では、映画の上映に留まることなく、独自の企画運営をし、イベント付きの上映会の継続実施、ODS(映画以外のデジタルコンテンツ)の興行に注力してまいりました。

また、コンセプションについても商品力をアップし、利用率の向上に努め、収益の確保に努めてまいりました。

7月には、カスタムスピーカーとハイエンドのデジタルアンプを組合せた究極のシネマサウンド「粋」を完成させ、様々な映画やライブビューイングなどの音楽コンテンツにおいて、リアルな音をご提供させていた

できました。

当事業年度の公開作品数は、邦画198作品、洋画246作品、アニメ123作品、ODS311作品の、合わせて878作品(前期末比116作品増)を上映いたしました。

主な上映作品としまして、邦画では、7月公開「キングダム 大將軍の帰還」、8月公開「ラストマイル」、12月公開の「はたらく細胞」、「グランメゾン・パリ」、洋画では、4月公開「ゴジラ×コング 新たなる帝国」、7月公開「デッドプール&ウルヴァリン」、12月公開「ライオン・キング: ムファサ」、3月公開の「ウィキッド ふたりの魔女」、アニメでは、4月公開「名探偵コナン 100万ドルの五稜星」、8月公開「インサイド・ヘッド2」、8月公開「僕のヒーローアカデミア THE MOVIE ユアネクスト」、12月公開の「モアナと伝説の海2」、ODSでは、9月公開「Mrs. GREEN APPLE // The White Lounge in CINEMA」、11月公開の「WEST. 10th Anniversary live “W” -film edition-」などの番組を編成いたしました。

また、「どまんなかアニメ映画祭」や「カツベン付き無声映画上映会」などの独自のイベントを企画・運営することで、映画の活性化を進めるための文化活動も行っておりました。

飲食部門の名古屋市千種区の「覚王山カフェJi.Coo.」では、安全で健康にも配慮した食材を使用した商品を提供するとともに、イベント等も積極的に実施してまいりました。そして、3月には1年ぶりの月間売上記録を更新いたしました。

名古屋市中村区の「ミッドランドシネマ ドーナツ ファクトリー」では、映画館のコンセッションで販売するホットドック、ドーナツ商品のリニューアルを実施いたしました。また、映画とのコラボレーション商品開発についても、積極的に実施してまいりました。

この結果、当事業では売上高は29億97百万円、営業損失は1億24百万円となりました。

【アド事業】

当事業は、注力して取り組んだイベント・展示会でのブース装飾等の受注が増加したことや、名古屋駅前の大型LEDビジョンでのプロジェクトマネジメントなどを受注ができたことが、売上・利益に貢献しました。

この結果、当事業では売上高は2億87百万円、営業利益は0.6百万円となりました。

【不動産賃貸事業】

当事業は、既存賃貸物件の賃料水準は概ね堅調に推移し、新規賃貸物件の覚王山医療モール(第一計画)については2月に竣工いたしました。

この結果、売上高81百万円、営業利益は17百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、引き続きエネルギー・原材料価格の高騰や物価上昇の継続が懸念されるほか、米国の経済政策の動向によっては、今後も先行き不透明な状況が続くものと思われます。

このような状況のもと当社では、お客様が楽しんでいただけるようサービスの一層の向上を図るため、挑戦し続けてまいります。

シネマ部門では、映画、ライブビューイングをはじめ、独自のイベントを企画運営するなど、お客様の満足度向上に引き続き努めてまいります。

今後上映予定の主な作品としまして、邦画では、6月公開「フロントライン」、8月公開「劇場版TOKYO MER 走る救急救命室 南海ミッション」、「8番出口」、11月公開の「TOKYOタクシー」、洋画では、5月公開「ミッション:インポッシブル ファイナル・レコニング」、6月公開「F1 エフワン」、8月公開「ジュラシック・ワールド 復活の大地」、12月公開の「アバター:ファイヤー・アンド・アッシュ」、アニメでは、公開中の「名探偵コナン 隻眼の残像」、6月公開「リロ&スティッチ」、7月公開「劇場版『鬼滅の刃』無限城編 第一章」、11月公開の「果てしなきスカーレット」、ODSでは、「シネマ歌舞伎」や「METライブビューイング」など、幅広いジャンルの良質な作品を取り揃えております。

さらに、上質なアート作品をお届けする「アートレーベル」、コアなアニメ作品をお届けする「アニメレーベル」においても、より充実した番組編成をしてまいります。

引き続き劇場独自のイベントを実施し、映画文化を名古屋から発信し続けてまいりたいと考えております。

飲食部門は、商品のリニューアルと新商品の開発を進め、商品の価値向上に努めてまいります。また、イベントにおきましても引き続き積極的に挑戦してまいります。

アド事業では、展示装飾関連の営業をさらに強化し、その企業様に対して横展開と深掘営業を積極的に実施してまいります。また、映画関連の営業では、既存の販路以外に一般企業様にもタイアップ企画の提案を進めてまいります。

不動産賃貸事業では、覚王山医療モール第一計画は令和7年5月にグランドオープンいたしました。また、第二計画は令和7年6月に建築が始まり令和8年に竣工・オープンを予定しております。引き続き中長期的な視点で当事業を推進したいと考えております。

なお、当社は昨年7月23日に会社設立70年を迎え、今年11月1日には営業開始70年を迎えます。より良い商品を提供すること、そして、より良いサービスを提供するための人材育成、教育をすることにより、お客様に選ばれる施設となるよう、一層の精進をしてまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は964百万円であり、その主なものは、映画館の設備更新および賃貸不動産の建設等であります。資金調達につきましては、主に賃貸不動産の設備投資を目的として、長期借入金350百万円を調達いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第89期 令3.4～4.3	第90期 令4.4～5.3	第91期 令5.4～6.3	第92期 (当事業年度) 令6.4～7.3
売 上 高 (千円)	2,758,040	3,335,459	3,541,673	3,366,559
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	△202,081	△53,225	77,867	△84,628
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△380.74	△100.29	146.74	△159.50
総 資 産 (千円)	4,341,349	4,398,324	4,928,121	5,206,447
純 資 産 (千円)	3,247,954	3,168,500	3,367,250	3,187,409

- (注) 1. 第89期は、「ARASHI Anniversary Tour 5×20 FILM “Record of Memories”」、[東京リベンジャーズ]、[スパイダーマン：ノー・ウェイ・ホーム]、[ワイルド・スピード/ジェットブレイク]、[劇場版 呪術廻戦 0]、[名探偵コナン 緋色の弾丸]などが高稼働いたしました。設備面では、ミッドランドスクエア シネマの設備更新を行いました。
2. 第90期は、「シン・ウルトラマン」,[キングダム 2 遥かなる大地へ]、[トップガン マーベリック]、[ジュラシック・ワールド 新たな支配者]、[ONE PIECE FILM RED]などが高稼働いたしました。設備面では、映画館の設備更新を行いました。
3. 第91期は、「ゴジラ-1.0」,[あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。]、[ミッション:インポッシブル/デッドレコニング PART ONE]、[リトル・マーメイド]、[名探偵コナン 黒鉄の魚影]、[君たちはどう生きるか]などが高稼働いたしました。設備面では、映画館および賃貸不動産の設備更新を行いました。
4. 第92期の状況につきましては、(1)に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況（令和7年3月31日現在）

親会社および子会社との関係については、該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（令和7年3月31日現在）

- ① シネマ事業
映画興行ならびにこれに付帯する業務、飲食店の経営
- ② アド事業
展示装飾および看板の製作業務、広告代理店業務
- ③ 不動産賃貸事業
不動産賃貸

(7) 主要な事業所（令和7年3月31日現在）

・本 社：名古屋市中村区名駅四丁目5番28号

・事業所：

＜劇 場＞

ミッドランドスクエア シネマ（14）	名古屋市中村区
ミッドランドシネマ 名古屋空港（12）	愛知県西春日井郡豊山町

＜飲食店＞

覚王山カフェJi.Coo.	名古屋市中村区
ミッドランドシネマ ドーナツ ファクトリー	名古屋市中村区

＜展示装飾および看板の製作、広告代理店＞

中日本エージェンシー	名古屋市中村区
中日本エージェンシー 東京営業室	東京都千代田区

＜賃貸不動産＞

フランテ ロゼ 覚王山	名古屋市中村区
クリニックテラス覚王山	名古屋市中村区
覚王山ビル	名古屋市中村区
覚王山駐車場	名古屋市中村区

- (注) 1. 劇場の（ ）内の数字は、スクリーン数です。
2. 「ミッドランドスクエア シネマ」および「ミッドランドシネマ ドーナツ ファクトリー」は、当社と株式会社松竹マルチプレックスシアターズとの共同事業体が運営しております。

(8) 従業員の状況 (令和7年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	2名増	45.5歳	12.5年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (令和7年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	588百万円

2. 会社の株式に関する事項 (令和7年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 530,557株 (自己株式9,443株を除く)
- (3) 株主数 2,947名 (前期末比6名増)
- (4) 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
トヨタ不動産株式会社	40,000	7.53
松竹株式会社	20,000	3.76
株式会社三清社	8,000	1.50
服部 徹	6,000	1.13
株式会社三菱UFJ銀行	5,400	1.01
株式会社サンサン興産	5,200	0.98
服部 敬徳	4,500	0.84
服部 美朗	4,400	0.82
廣野 純弘	4,392	0.82
濱谷 亘匠	4,300	0.81

(注) 持株比率は、自己株式 (9,443株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（令和7年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
服 部 徹	代表取締役社長	
貴 田 吉 晴	常 務 取 締 役	感動創造本部本部長
小 塚 康	取 締 役	感動創造本部副本部長
山 村 知 秀	取 締 役	トヨタ不動産株式会社代表取締役社長
高 橋 敏 弘	取 締 役	松竹株式会社代表取締役社長 社長執行役員
細 川 秀 樹	常 勤 監 査 役	
岡 本 安 史	監 査 役	大栄産業株式会社取締役会長
田 中 誠 治	監 査 役	田中会計事務所所長 ガイドー株式会社社外監査役

- (注) 1. 貴田吉晴氏は、令和7年1月に感動創造本部本部長 興行部・食文化創造部担当から感動創造本部本部長となりました。
2. 小塚康氏は、令和7年1月に感動創造本部副本部長 企画営業部担当から感動創造本部副本部長となりました。
3. 山村知秀氏および高橋敏弘氏は、社外取締役であります。
4. 岡本安史氏および田中誠治氏は、社外監査役であります。
5. 岡本安史氏および田中誠治氏は、株式会社名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 岡本安史氏は、令和6年6月に大栄産業株式会社の取締役会長に就任いたしました。
7. 田中誠治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 令和7年3月31日現在の執行役員は、加藤康章氏（上席執行役員 感動創造支援本部本部長 感動創造支援部担当）、服部敬徳氏（執行役員 企画営業部担当）、上村慎治氏（執行役員 興行部・食文化創造部担当）の3名であります。
9. 上席執行役員の加藤康章氏は、令和7年1月に感動創造支援本部本部長 経理部担当から感動創造支援本部本部長 感動創造支援部担当となりました。
10. 執行役員の服部敬徳氏は、令和7年1月に感動創造支援本部副本部長 総務部担当から企画営業部担当となりました。
11. 執行役員の上村慎治氏は、令和7年1月に感動創造支援本部副本部長 経営企画部担当から興行部・食文化創造部担当となりました。
12. 令和7年1月に総務部、経理部、経営企画部は統合し、感動創造支援部となりました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするた

め、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 取締役および監査役の報酬等

- ① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成25年6月25日開催の第80回定時株主総会において年額19,000万円以内（うち社外取締役は年額1,200万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、平成25年6月25日開催の第80回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。

- ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。その内容は、次のとおりとなります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績、企業価値向上の貢献意欲向上等を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および賞与としての業績連動報酬により構成され、監督機能を担う非常勤取締役（社外取締役）については、その職務に鑑み、原則として基本報酬を支払うこととする。

- イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、基準額に対して役位ごとに一定の倍率を乗じて算出したものを基準に、経営成績、経済情勢、社員給与とのバランス、経営能力および功績等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、非常勤取締役（社外取締役）の基本報酬は、上記の基準による報酬額の20%から50%の範囲とする。

- ウ. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、業績貢献への意欲を高めることを目的とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値の達成度合いを勘案し、賞与として、一定の時期に支給する。

- エ. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬をベースとしたうえで、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、社外取締役の意見も踏まえ決定するものとする。

- オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、経営能力や功績を勘案した各取締役の基本報酬の額および役員個々の業務執行状況を勘案した賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、非常勤取締役（社外取締役）と協議するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議の内容を踏まえたうえで決定をしなければならないこととする。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社取締役会は、代表取締役社長服部徹に対し各取締役の基本報酬の額および賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

- ④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の 員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	
取 締 役 (うち社外)	67,410 (5,250)	67,410 (5,250)	— (—)	5 (2)
監 査 役 (うち社外)	17,760 (6,000)	17,760 (6,000)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外)	85,170 (11,250)	85,170 (11,250)	— (—)	8 (4)

(注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

2. 当事業年度における業績連動報酬等の支給は、ございませんでした。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役山村知秀氏は、トヨタ不動産株式会社の代表取締役社長であります。同社は当社の大株主であり、同社と当社との間には劇場等の賃貸借等の取引関係があります。
- ・取締役高橋敏弘氏は、松竹株式会社の代表取締役社長 社長執行役員であります。同社は当社の大株主であり、同社と当社との間には映画配給等の取引関係があります。
- ・監査役岡本安史氏は、大栄産業株式会社の取締役会長であります。同社と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役田中誠治氏は、田中会計事務所所長、ガイドー株式会社社外監査役を兼務しております。これらの兼務先と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	山 村 知 秀	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に助言等をいただくこと、および、客観的・中立的立場で取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役	高 橋 敏 弘	当事業年度開催の取締役会12回のうち9回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に助言等をいただくこと、および、客観的・中立的立場で取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監 査 役	岡 本 安 史	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会13回のうち13回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	田 中 誠 治	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会13回のうち13回出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的な見識により、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任中部総合監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額
10,200千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
10,200千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,344,625	流 動 負 債	878,574
現 金 及 び 預 金	598,253	買 掛 金	400,140
売 掛 金	241,813	1年以内長期借入金	34,992
有 価 証 券	300,000	リ ー ス 債 務	81,908
商 品 及 び 製 品	13,226	未 払 金	113,484
原材料及び貯蔵品	5,877	未 払 法 人 税 等	5,415
前 払 費 用	33,566	未 払 費 用	118,123
預 け 金	41,144	契 約 負 債	58,944
未 収 消 費 税 等	75,216	賞 与 引 当 金	19,000
未 収 還 付 法 人 税 等	11,702	そ の 他	46,565
そ の 他	23,824		
固 定 資 産	3,861,821	固 定 負 債	1,140,463
有形固定資産	(2,522,296)	長 期 借 入 金	553,346
建 築 物	1,408,841	リ ー ス 債 務	167,292
構 築 物	43,012	退 職 給 付 引 当 金	83,491
機 械 装 置	69,261	長 期 未 払 金	68,558
器 具 備 品	281,685	資 産 除 去 債 務	91,467
土 地	695,913	受 入 保 証 金	75,020
建 設 仮 勘 定	23,582	繰 延 税 金 負 債	101,287
無形固定資産	(111,604)	負 債 合 計	2,019,037
電 話 加 入 権	1,147	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	110,457	株 主 資 本	2,903,316
投資その他の資産	(1,227,920)	資 本 金	(270,000)
投 資 有 価 証 券	720,989	資 本 剰 余 金	(13)
関 係 会 社 株 式	10,000	資 本 準 備 金	13
差 入 保 証 金	474,440	利 益 剰 余 金	(2,705,921)
長 期 前 払 費 用	22,490	利 益 準 備 金	67,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,638,421
		配 当 準 備 積 立 金	59,346
		別 途 積 立 金	2,380,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	199,075
		自 己 株 式	(△72,618)
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	284,093
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	(284,093)
		純 資 産 合 計	3,187,409
資 産 合 計	5,206,447	負 債 純 資 産 合 計	5,206,447

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,366,559
売 上 原 価		1,670,590
売 上 総 利 益		1,695,969
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,802,646
営 業 損 失		106,677
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	19,544	
協 賛 金 収 入	9,409	
出 資 分 配 金	1,469	
雑 収 入	5,073	35,495
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,562	
長 期 前 払 費 用 償 却	6,118	
支 払 補 償 費	4,800	
雑 損 失	2,042	15,524
経 常 損 失		86,705
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		2,201
税 引 前 当 期 純 損 失		88,907
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,124	
法 人 税 等 調 整 額	△6,403	△4,278
当 期 純 損 失		84,628

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和 6 年 4 月 1 日から
令和 7 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	270,000	13	67,500	96,488	2,380,000	283,703	2,827,692
当期変動額							
配当準備積立金の取崩				△37,142		37,142	—
剰余金の配当						△37,142	△37,142
当期純損失						△84,628	△84,628
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計				△37,142		△84,628	△121,771
当期末残高	270,000	13	67,500	59,346	2,380,000	199,075	2,705,921

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△71,755	3,025,950	341,299	341,299	3,367,250
当期変動額					
配当準備積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△37,142			△37,142
当期純損失		△84,628			△84,628
自己株式の取得	△863	△863			△863
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△57,206	△57,206	△57,206
当期変動額合計	△863	△122,634	△57,206	△57,206	△179,840
当期末残高	△72,618	2,903,316	284,093	284,093	3,187,409

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和7年5月22日

中日本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人

愛知県名古屋市

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 堀江 将仁

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 永谷 晃一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本興業株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手

した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月23日

中日本興業株式会社 監査役会

常勤監査役	細川 秀樹 ㊞
監査役（社外監査役）	岡本 安史 ㊞
監査役（社外監査役）	田中 誠治 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針につきましては、長期的に安定した経営基盤の確保に努め、業績および配当性向等を総合的に勘案して、安定した配当を維持していくことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、業績および今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額 15,916,710円

(注) 中間配当を含めました年間の配当金は、1株につき60円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和7年6月25日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を2名増員して、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	はつ とり とおる 服 部 徹 (昭和34年3月15日)	平成元年4月 当社入社 平成11年3月 当社総務部部长 平成12年1月 当社秘書室室長 平成13年10月 中日本商事株式会社取締役 平成14年4月 当社総務部部长・事業開発部部长 平成14年6月 当社取締役 総務部部长・事業開発部部长 平成14年11月 株式会社Ji.Coo.代表取締役社長 平成16年4月 当社取締役 総務部担当・事業開発部部长 平成17年6月 当社常務取締役 総務部門・経理部門・事業開発部門担当 平成17年10月 当社常務取締役 管理部門・事業開発部担当 平成19年6月 当社代表取締役専務 管理部門・事業開発部担当 平成20年6月 当社代表取締役専務 経営企画部担当 平成21年4月 当社代表取締役専務 興行部上席担当・経営企画部担当 平成22年4月 当社代表取締役社長 平成29年1月 当社代表取締役社長 経営企画部担当 令和元年6月 当社代表取締役社長 経営企画部担当 感動創造本部本部長 企画営業部担当 令和3年1月 当社代表取締役社長 感動創造支援本部本部長 経営企画部担当 令和4年6月 当社代表取締役社長 感動創造支援本部本部長 令和5年6月 当社代表取締役社長（現任）	7,063株
〔選任理由〕 入社以来、映画興行等の営業・総務・事業開発の業務に携わり、平成14年から取締役、平成17年から常務取締役、平成19年から代表取締役専務、平成22年から代表取締役社長を務める等、企業の経営者としての豊富な経験と経営に関する高い識見を有しており、当社の持続的な企業価値向上のための適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	き だ よし はる 貴 田 吉 晴 (昭和39年7月23日)	平成15年4月 当社入社 平成21年4月 当社総務部部长 平成22年4月 当社執行役員 総務部担当総務部部长 平成25年4月 当社執行役員 経営管理本部（現感動創造支援本部）副本部長 総務部担当 経営企画部担当 経営企画部部长・総務部部长 平成29年1月 当社執行役員 感動創造支援本部副本部長 総務部担当・経営企画部担当 総務部部长・経営企画部部长 食文化創造室担当 平成29年6月 当社取締役 感動創造支援本部副本部長 総務部担当・経営企画部担当 総務部部长・経営企画部上席部長 食文化創造室担当 令和3年1月 当社取締役 感動創造本部副本部長 興行部担当 興行部部长 令和4年6月 当社常務取締役 感動創造本部副本部長 興行部担当 令和6年4月 当社常務取締役 感動創造本部副本部長 興行部担当・食文化創造部担当 令和7年1月 当社常務取締役 感動創造本部副本部長 (現任)	885株
	[選任理由] 入社以来、総務・経営企画の業務に携わり、平成22年から執行役員、平成29年から取締役、また、令和3年より映画興行の業務に携わり、令和4年から常務取締役を務める等、豊富な経験と経営に関する高い識見を有しており、当社の持続的な企業価値向上のための適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	※ か とう やす あき 加 藤 康 章 (昭和40年11月10日)	令和 2 年 3 月 当社入社 感動創造支援本部本部長 経理部部長・経営企画部部長 令和 2 年 6 月 当社執行役員 感動創造支援本部副本部長 経理部担当・経営企画部担当 経理部部長・経営企画部部長 令和 3 年 1 月 当社執行役員 感動創造支援本部副本部長 総務部担当・経理部担当 経理部部長・経営企画部部長 令和 4 年 6 月 当社執行役員 感動創造支援本部副本部長 経理部担当 令和 5 年 6 月 当社上席執行役員 感動創造支援本部本部長 経理部担当 令和 7 年 1 月 当社上席執行役員 感動創造支援本部本部長 感動創造支援部担当 (現任)	251株
		[選任理由] 入社以来、経理・経営企画の業務に携わり、令和2年から執行役員、令和5年から上席執行役員を務める等、豊富な経験と経営に関する高い識見を有しており、当社の持続的な企業価値向上のための適切な人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	
4	※ はっ とり たか のり 服 部 敬 徳 (昭和46年10月30日)	平成15年10月 当社入社 平成21年 6 月 中日本商事株式会社取締役 平成27年 4 月 当社リラクゼーション部部長 平成28年10月 当社興行部部長 番組編成・宣伝担当 令和 3 年 1 月 当社総務部部長 令和 4 年 6 月 当社執行役員 総務部担当 総務部部長 令和 5 年 6 月 当社執行役員 感動創造支援本部副本部長 総務部担当 総務部部長 令和 7 年 1 月 当社執行役員 企画営業部担当 (現任)	4,556株
		[選任理由] 入社以来、リラクゼーション・映画興行・総務・宣伝企画の業務に携わり、令和4年から執行役員を務める等、豊富な経験と経営に関する高い識見を有しており、当社の持続的な企業価値向上のための適切な人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	※ う え む ら し ん じ 上 村 慎 治 (昭和46年9月7日)	平成17年 8 月 中日本商事株式会社入社 平成27年 4 月 当社企画営業部部長 令和 3 年 1 月 当社経営企画部部長 令和 4 年 6 月 当社執行役員 経営企画部担当 経営 企画部部長 令和 5 年 6 月 当社執行役員 感動創造支援本部副本 部長 経営企画部担当 経営企画部部 長 令和 7 年 1 月 当社執行役員 興行部担当・食文化創 造部担当 (現任)	156株
	〔選任理由〕 入社以来、宣伝企画・経営企画・映画興行の業務に携わり、令和4年から執行役員を務め る等、豊富な経験と経営に関する高い識見を有しており、当社の持続的な企業価値向上の ための適切な人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		
6	や ま む ら と も ひ で 山 村 知 秀 (昭和37年5月3日)	昭和61年 4 月 三井不動産株式会社入社 平成16年 4 月 同社ビルディング営業二部営業グループ長 平成20年 4 月 同社経理部財務グループ長 平成24年 4 月 同社商業施設本部アーバン事業部長 平成28年 4 月 同社ビルディング本部法人営業統括二部長 平成30年 4 月 同社ビルディング本部ワークスタ イル推進部長 令和 3 年 4 月 東和不動産株式会社(現トヨタ不動産 株式会社)顧問 令和 3 年 6 月 当社取締役 (現任) 令和 3 年 6 月 東和不動産株式会社(現トヨタ不動産 株式会社)代表取締役社長 (現任)	0株
	〔選任理由および期待される役割の概要〕 当社の特定関係事業者であるトヨタ不動産株式会社の代表取締役社長であり、豊富な経験 と幅広い見識により、当社の経営全般に助言等をいただくこと、および、客観的・中立的 立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを 期待するため引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	たか はし とし ひろ 高 橋 敏 弘 (昭和42年9月26日)	平成 2 年 4 月 松竹株式会社入社 平成23年 3 月 同社映像本部映像統括部部长 平成24年 4 月 同社映像本部長付部長、映像統括部 担当、映像調整部担当 平成24年 5 月 同社執行役員 平成25年 5 月 同社執行役員、映像統括部担当、映 像統括部部长、映像調整部部长 平成25年 6 月 同社執行役員、経営情報企画部経営 企画室付（統括担当） 平成26年 5 月 同社執行役員、映像副本部長、映像 企画部担当、映像調整部担当、映画 営業部担当、映画宣伝部担当、メデ ィア事業部担当、経営企画部経営企 画室付（統括担当） 平成27年 5 月 同社取締役、映像企画部門担当、映 像調整部門担当、映画営業部門担当、 映画宣伝部門担当、メディア事業部 門担当 平成30年 5 月 同社常務取締役 平成30年12月 同社経営企画部グローバル戦略室副 担当 令和 元 年 9 月 同社事業開発本部開発企画部門副担 当、グローバル事業部門副担当 令和 2 年 5 月 同社映像本部長（現任） 令和 3 年 5 月 同社専務取締役 令和 3 年 6 月 当社取締役（現任） 令和 5 年 5 月 松竹株式会社代表取締役社長 社長執 行役員（現任）	0株
〔選任理由および期待される役割の概要〕 当社の特定関係事業者である松竹株式会社の代表取締役社長 社長執行役員であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に助言等をいただくこと、および、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待するため引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※は、新任取締役候補者であります。
2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
3. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は、次のとおりであります。
- (1) 山村知秀氏は、トヨタ不動産株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と劇場の賃貸借等の取引関係があります。また、東和不動産株式会社は、令和4年4月27日付けで、トヨタ不動産株式会社に商号変更いたしました。
- (2) 高橋敏弘氏は、松竹株式会社の代表取締役社長 社長執行役員であり、当社は同社と映画配給等の取引関係があります。
4. 山村知秀氏および高橋敏弘氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏の社外取締役就任期間は、共に本総会終結の時をもって4年となります。

5. 社外取締役との責任限定契約について
山村知秀氏および高橋敏弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。
7. 当社の連結子会社でありました株式会社Ji.Coo.と同じく連結子会社でありました中日本商事株式会社は、平成20年3月16日に株式会社Ji.Coo.を存続会社、中日本商事株式会社を消滅会社とする吸収合併をし、社名を中日本商事株式会社といたしましたが、当社を存続会社として平成26年9月1日付の合併で消滅しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	ほそ かわ ひで き 細 川 秀 樹 (昭和37年12月24日)	昭和60年3月 当社入社 平成14年11月 中日本商事株式会社常務取締役 平成18年10月 同社取締役 平成21年4月 当社経理部部长 平成29年6月 当社執行役員 感動創造支援本部副本 部長 経理部担当 経理部部长・経営企 画部部长 平成31年3月 当社執行役員 感動創造支援本部副本 部長 経理部担当 経理部上席部長・経 営企画部部长 令和2年6月 当社常勤監査役（現任）	297株
	〔選任理由〕 入社以来、主に映画宣伝・経理関連業務に従事し、執行役員経理部担当 経理部上席部長を務めるなど、映画業界および財務に関する豊富な経験と経営に関する高い見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役を監査できると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	おか もと やす し 岡 本 安 史 (昭和36年12月15日)	昭和59年4月 豊田通商株式会社入社 平成10年6月 大榮産業株式会社入社 平成23年6月 同社取締役 平成25年6月 当社監査役 (現任) 令和6年6月 大榮産業株式会社取締役会長 (現任)	1,500株
	〔選任理由〕 大榮産業株式会社の取締役会長であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		
3	た なか せい じ 田 中 誠 治 (昭和31年9月24日)	昭和63年2月 公認会計士登録 昭和63年6月 田中会計事務所開設 田中会計事務所所長 (現任) 平成9年2月 ガイドー株式会社社外監査役 (現任) 平成23年6月 当社会計監査人 令和元 年 6 月 当社監査役 (現任)	0株
	〔選任理由〕 公認会計士、税理士として会計および税務に関する専門的な見識を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役となること以外で会社の経営に関与した経験はございませんが、前述の実務経験を有することなどから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者は、いずれも当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 監査役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
3. 岡本安史氏および田中誠治氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は岡本安史氏および田中誠治氏を、株式会社名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 岡本安史氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
6. 田中誠治氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
7. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、岡本安史氏および田中誠治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。
9. 当社の連結子会社でありました株式会社Ji.Coo.と同じく連結子会社でありました中日本商事株式会社は、平成20年3月16日に株式会社Ji.Coo.を存続会社、中日本商事株式会社を消滅会社とする吸収合併をし、社名を中日本商事株式会社といたしました。その後、当社を存続会社として平成26年9月1日付の合併で消滅しております。

以 上

株主総会「会場ご案内略図」

日時／令和7年6月24日（火曜日）

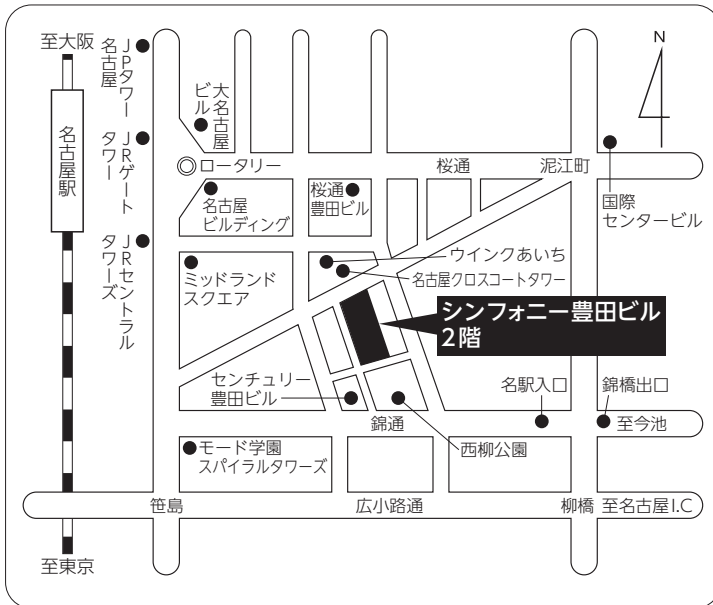
午前10時（受付開始：午前9時予定）

会場／名古屋市中村区名駅四丁目11番27号

シンフォニー豊田ビル 2階

「ミッドランドスクエア シネマ2」

問合せ電話番号 <052> 551-0274



専用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

JR名古屋駅・名鉄名古屋駅・近鉄名古屋駅・地下鉄名古屋駅より徒歩にて約8分です。

議決権を行使していただきました株主様に、
映画観賞券 を後日送付させていただきます。
(詳細は、3ページをご参照ください。)

